

米軍の相次ぐ事故・事件と事故事実の非公表、規律違反、安全軽視の 横行に嚴重抗議する意見書

去る 10 月 18 日午前、米軍嘉手納基地を拠点とする米軍第 353 特殊作戦群の所属機 MC 130 J 特殊作戦機から部品が落下する深刻な事故がまたもや発生した。

在沖米軍では、米軍伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練の基地外着地、県や周辺自治体が反対する中での嘉手納基地でのパラシュート降下訓練の強行、米兵によるパトカー損壊、民家侵入、飲酒運転、暴行事件、普天間基地所属のヘリコプターの緊急着陸などが相次いでいる。

さらに、2016 年 4 月 28 日に嘉手納基地沖で米海兵隊岩国基地所属の F A18 戦闘攻撃機と別部隊の KC130 空中給油機による空中給油訓練中に起こした事故については、日本側に報告されていないことが、9 月 26 日に公開された戦闘機部隊の上部組織で沖縄に司令部を置く第一海兵航空団の指示に基づく調査報告書で明らかとなっている。

同報告書では、手放しの操縦、飛行中の読書、自撮り、睡眠導入剤の服用、薬物乱用、アルコールの過剰摂取、不倫、指示違反といった職業倫理にもとる実例、悪質な規律違反、構造的な安全軽視の運用などが横行していた信じがたい実態も指摘されている。

今月 6 日には、青森県の米空軍三沢基地所属 F16 戦闘機が同県六ヶ所村の小・中学校、使用済み核燃料の再処理工場が近くにある民有地へ模擬爆弾を落下させる事故も発生した。

沖縄では、在沖米軍所属機だけでなく、岩国基地などの他基地所属の外来機も県民上空を日常的に飛行しており、相次ぐ部品落下事故の発生とともに、事故の事実が明らかにされず、規律違反の手放し操縦、薬物やアルコールの影響を受けたパイロットが米軍機を操縦していた実態などは、重大事故につながる危険性が高く、県民に与えた不安と恐怖、衝撃は計り知れないものがある。

全国の米軍専用施設の約 7 割が集中している沖縄は、在沖米軍所属以外の飛行機や米兵を含め、日常的に激しい訓練が行われていて、事故・事件等が相次いでいる。本市議会は、そのたびに米軍及び日米両政府に対し、原因究明、抜本的再発防止策、綱紀粛正を強く求めてきたが、一向に改善されず事故・事件等が繰り返される現状はあまりにも異常であり、県民の安全保障の確保からも断じて許されるものではない。事故事実の非公表、規律違反、安全軽視の横行は、日本の主権や国民の命と安全を軽んずる行為で言語道断である。

米軍及び日米両政府は、これらの状況を危機感をもって受けとめ、重大事故につながる前に実効ある抜本的な再発防止策を早急に講ずる責任がある。

よって、本市議会は、市民・県民の生命と財産を守る立場から、相次ぐ米軍の事故・事件と事故事実の非公表、規律違反と安全軽視の横行に激しい怒りを込めて嚴重に抗議し、関係機関へ下記事項を強く要求する。

- 1 事故・事件等の発生時に、県民への迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 2 事故の原因究明と安全対策が確立するまで、当該機の飛行訓練を停止すること。
- 3 学校・保育園・病院・住宅など民間地上空での飛行訓練を中止し、実効ある抜本的な再発防止策を直ちに講ずること。
- 4 事故・事件の根絶及び再発防止のために、規律と安全の徹底など綱紀粛正を図ること。
- 5 周辺自治体が反対している嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を実施しないこと。
- 6 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 7 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019 年）11 月 28 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長